

二地域居住等促進のための 広活法運用に関するQ & A

目次

1. 計画全般に関するQ & A	1
2. 広域的地域活性化基盤整備計画に関するQ & A	3
3. 特定居住促進計画に関するQ & A	5
4. 特定居住促進協議会に関するQ & A	7
5. 特定居住支援法人に関するQ & A	8
6. その他	9

1. 計画全般に関するQ & A

問 1 特定居住重点地区または特定居住促進区域は当該自治体全域を設定できるのか。

○広活法第22条第12項において、都市計画との調和が求められていることを踏まえると、都市計画マスタープランや立地適正化計画などにおける土地利用の考え方を考慮しながら、都道府県と市町村とで調整のうえ設定していただく必要があります。

○また、市街化調整区域や非線引き区域においては、拠点施設として活用することが見込まれる既存建築物を**必要最小限に含む範囲**とすること等が求められます。

問 2 都市計画区域を持たない場合、特定居住重点地区や特定居住促進区域の設定は可能か。

○都市計画区域を持たない場合でも設定は可能ですが、都市計画マスタープラン等の**市町村の基本的なまちづくりや土地利用の考え方に整合**するように地区の設定を検討してください。

問 3 広域活性化計画（二地域居住）及び特定居住促進計画の国への提出は必要か。
何をもって計画の策定となるのか。

○社会資本整備総合交付金（広域連携事業）を活用しない場合は、両計画とも国への提出は不要であり、計画の公表をもって策定とみなされます。

○その他補助制度等を活用する場合には、「特定居住促進計画を作成していること」等が要件となることもあり、提出が必要となる場合があります。（※詳細は各補助制度等の要件をご確認ください。）

1. 計画全般に関するQ & A

問4 特定居住拠点施設の整備について、詳細が決まっていなくても記載することは可能か。

○広域活性化計画（二地域居住）及び特定居住促進計画における特定居住拠点施設は、**必ず記載**してください。

○なお、「整備」には既存施設の改築や用途変更も含まれ、また、**将来的に整備が見込まれる施設**を特定居住拠点施設として記載することも可能です。整備時期や運営主体などの詳細が決まっていなくても、施設の所在地や策定時点で想定される用途など**可能な範囲で記載**してください。

○ただし、法律の特例や国の補助制度等を活用する場合には、具体的な用途が示されていることが必要になる場合があります。（※詳細は各補助制度等の要件をご確認ください。）

問5 1棟の集合住宅は、特定居住拠点施設としての「一団地の住宅施設」に該当するか。

○「広域的特定活動」は、「相当数の者を対象として行われる活動」に限ることとされており（広活法第2条第1項第1号ハ）、拠点施設についてもこれを踏まえて判断する必要があります。

○「相当数の者を対象として行われる」かについては、当該地域の人口や当該物件の受入れ可能数等に照らして総合的に判断されるものであり、「一団地」については、基本的には複数の建築物からなる住宅施設が想定されますが、対象地域における**住宅施設の物件数や分散状況など地域の実情に応じて判断**されるものと考えられます。このため、集合住宅1棟であっても、その中で複数の部屋が活用可能である場合など、地域によっては「一団地の住宅施設」に該当する場合もあるものと考えられます。

問6 1つの市町村から市町村提案があった場合、その1市町村のみを対象として広域活性化計画（二地域居住）を作成することは可能か。

○1つの市町村を対象として広域活性化計画（二地域居住）を作成することも可能です。

○他方で、他の市町村でも計画策定を検討している可能性もあることから、都道府県においては、特定の市町村から提案があった際には、**他の市町村へ促進計画作成の意向確認等**を行っていただくことが望まれます。

問7 都道府県が広域活性化計画（二地域居住）を策定した後、別の市町村から提案があった場合などはどのように対応するのか。

○広域活性化計画（二地域居住）は複数作成することも可能なので、**状況に応じて、計画を変更するのか、別途計画を作成するのか**検討してください。

○なお、作成後の計画は随時変更していただいても差し支えありません。

2. 広域的・地域活性化基盤整備計画に関するQ & A

問 8 拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項に記載すべき基盤整備事業とは何か。

○当該計画に基づき、社会資本整備総合交付金（広域連携事業）を活用して基盤整備事業を実施する場合に記載してください。（**該当がない場合は、記載不要**）

問 9 広域活性化計画（二地域居住）に記載するソフト事業は拠点施設関連基盤施設整備事業を行う場合のみ記載が可能なのか。

○拠点施設関連基盤施設整備と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項は、社会資本整備総合交付金（広域連携事業）において、提案事業を実施している場合に記載してください。（拠点施設関連基盤施設整備事業を行わない場合や、ソフト事業の実施予定がない場合など、**該当がない場合は、記載不要**）

3. 特定居住促進計画に関するQ&A

問10 計画目標としてどのような成果指標を設定したらよいか。

○地域が求める二地域居住者像は様々考えられるなかで、その定義も含め、政策を進めながら成果指標についても精緻化されることも想定されるため、**定義・把握が可能なアウトプット指標を暫定的に設定**することも考えられます。

○この場合、事業・検討が進んだ段階で適切な成果指標を設定し、**計画を更新**していくことも可能です。

問11 市町村界を越えた特定居住促進区域を設定する場合、特定居住促進計画はそれぞれの市町村で作成するのか。

○複数市町村で共同作成することも、市町村毎に単独で作成することも可能です。

○なお、市町村毎に単独で作る際は、連携内容を計画に記載することが望ましいです。

問12 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項の記載は必須か。

○該当する施設整備の予定がない場合には**記載する必要はありません**。

○なお、施設の詳細が決まっていないものの、今後活用が見込まれる施設がある場合でも記載することは可能です。

3. 特定居住促進計画に関するQ&A

問13 特定居住拠点施設、特定居住者の生活の利便性の向上又は就業機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項の記載は必須か。

○該当事業がない場合には記載する必要はありません。

○他方で、住宅や就業に関する情報提供、地域住民との交流機会の提供、二地域居住者が活用可能な交通手段に関する事など、**ソフト・ハード事業を問わず多方面の取組について検討**されることが望まれます。

問14 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項の記載は必須か。

○市町村内において、**都道府県が**社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の事業を実施している場合に記載してください。

4. 特定居住促進協議会に関するQ & A

問15 特定居住促進協議会を複数市町村で構成することは可能か。

○市町村は、単独で又は共同して特定居住促進協議会を組織することができるものとされています。
(広活法第23条)

問16 移住促進のための協議会を組織しているが、新規に特定居住促進協議会を組織する必要があるか。

○目的や構成メンバーが重複する既存の協議会がある場合は、それを基に構成員を追加するなどして、新規の協議会として組織するほか、すでに同じ目的の協議会を組織している場合は、当該協議会を特定居住促進協議会として活用することも可能です。

5. 特定居住支援法人に関するQ&A

問17 特定居住促進計画が未作成の場合でも、特定居住支援法人を指定することは可能か。

○特定居住支援法人は特定居住促進計画の策定を提案することができることとされており（広活法第32条）、特定居住促進計画を作成していない場合でも、特定居住支援法人を指定することは可能です。ただし、広活法第31条に基づき、市町村長が支援法人に特定居住促進区域内の所有者等関連情報を提供する場合には、特定居住促進計画が策定されている必要があります。

問18 支援法人の指定要件として「法人格を有すること」があるが、法人に対する出資者や出資割合等にかかる要件はあるか。自治体が出資する法人でも指定は可能か。

○支援法人の指定要件に関し、法人に対する出資者や出資割合については特段の要件は定めておりません。自治体が出資する法人であっても指定は可能です。

6. その他

問19 特定居住促進区域外で二地域居住促進に係る取組を行うことはできるか。
その場合、補助等の支援を受けることはできるか。

- 市町村が二地域居住促進に係る取組を区域外で行うことは可能ですが、補助制度等を活用する場合には、「特定居住促進計画に位置付けられた施設」等が要件となるため、**区域外での取組が補助対象外**となることがあります。
(※詳細は各補助制度等の要件をご確認ください。)

問20 二地域居住施策を進めるにあたり、住民票、納税、行政サービス、選挙権、移動費支援などの課題があると思うが、これらの課題に対して今後どのように進めていくのか。

- これらの課題は、いずれも重要なテーマであると認識しておりますが、中長期的な課題として受け止めております。
これらの課題の解決に向け、二地域居住に積極的な市町村や民間事業者、二地域居住者の意見を踏まえ、引き続き、関係省庁とも連携して、検討してまいります。
さらに、地方公共団体と民間事業者が連携したモデル的な取組を支援するほか、地方公共団体や多様な民間事業者で構成される「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」に専門部会を設置し、ご議論いただくこととしています。